

令和8年度重喫煙者に対する低線量CTによる肺がん検診実証事業
公募要綱（再公募）

1. 目的

本事業は、市区町村が重喫煙者に対する低線量CTによる肺がん検診を円滑に導入するために、令和7年度厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野 がん対策推進総合研究「低線量CTを用いた新しい肺がん検診の体制構築に関する研究班」において作成された「対策型検診のための低線量CT肺がん検診マニュアル（案）」（以下「マニュアル」）に基づいて実証事業に参加する市区町村を公募し、導入に向けた課題の整理や改善策について検討することを目的として、国が財政的支援を行うものである。

2. 応募の資格

以下の全ての要件を満たす市区町村であること。

- ① 低線量CTによる肺がん検診を実施している、あるいは、令和8年度中に検診を開始できる体制を整備していること。
- ② 低線量CTによる肺がん検診の実施に当たっては、検診実施機関等と連携し、可能な限りマニュアルに基づいて取り組むこと。
- ③ 本事業に取り組むに当たり、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課（以下「厚生労働省」という。）と連携すること。

3. 事業内容等

(1) 事業内容

可能な限りマニュアルに基づき、低線量CTを用いた肺がん検診を実施する。検診の実施に当たっては、以下を遵守すること。

- ① 市区町村は、低線量CT検診運営委員会を設置して検診の円滑な運営と精度管理体制の構築を図り、マニュアルを参考にしながら、本運営委員会の管理の下で低線量CT検診のための検査業務実施体制と読影業務実施体制を整備すること。
- ② 低線量CT検診の対象者は、原則として50～74歳の重喫煙者（喫煙指数600以上、禁煙15年以下の者も含む。）とする。
- ③ 検診実施機関において、可能な限りマニュアルに基づく検診を実施するよう、協力体制がとれること。

(2) 実施期間

実施通知日から令和9年3月31日までとする。

(3) 公募市区町村数

本事業で再公募する市区町村数は、2市区町村の予定である。

(4) 市区町村と厚生労働省間の連携

厚生労働省が開催する連絡会議に参加し、運用上の課題や実施可能な改善策についてヒアリングに協力すること。また、厚生労働省からアンケート等を通じた情報収集等の依頼があれば、対応すること。

4. 対象経費等

経費の補助については、別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて行われるものである。

今回の事業計画の作成に当たっては、補助対象経費は以下を予定している。

(1) 計画所要額

予算の範囲内で国庫補助が行われるため、補助額は計画所要額を下回る場合があるので留意すること。

なお、補助額は、概ね700万円程度（補助率10/10）の予定である。

(2) 補助対象経費

重喫煙者に対する低線量CTによる肺がん検診実証事業に必要となる以下の経費。

報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当）、共済費（保険料）、委託料（事務の委託に限る）、会議費、報償費、旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、借料及び損料

5. 留意事項

(1) 適切な事業計画が策定されていること。

(2) 事業内容に即した所要額見積もりであること。

(3) 経費については社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切

な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これによりがたい相当の理由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を計画書に添付すること。

- (4) 補助対象事業について、他の補助を受ける場合にあっては、本事業にかかる経費から他の補助金を控除した額を上限とすること。
- (5) 本事業を通じて把握された、運用上の課題や実施可能な改善策について、事業実施年度以降もヒアリング等を行う場合があるので、その際は協力いただくこと。

6. 応募方法

市区町村の長が厚生労働省に応募する。応募にあたっては、本事業に参加することとなった場合に都道府県の協力が得られることを事前に確認しておくこと。

(1) 提出書類

様式1～3までの書類を提出すること。

(2) 提出先

厚生労働省に、令和8年5月15日（金）17時までに以下提出先メールアドレス宛てに電子媒体で提出の上、8の本事業の照会先電話番号まで提出した旨を連絡すること。

提出先メールアドレス：mhlw-cancer@mhlw.go.jp

7. 採択方法

採択にあたっては、厚生労働省が設置する本事業に関する評価委員会が、採択市区町村を決定する。

審査にあたっては、原則として書面審査により行うこととする。

審査は令和8年5月を予定している。

この他、応募内容について、必要に応じ厚生労働省から市区町村に対し問い合わせを行う場合がある。

審査にあたり、令和8年5月15日までに低線量CTによる肺がん検診を実施している市区町村においては現時点の実施体制、令和8年5月16日以降に開始を予定している市区町村においては開始にあたっての体制整備に関する計画等を考慮する。また、応募市区町村数が予定数を超えた場合、採択にあ

って市区町村の規模や地域、令和8年5月15日までに低線量CTによる肺がん検診を導入している市区町村と令和8年5月16日以降に導入する市区町村に過度な偏りが生じないこととする。

審査終了後、採択の可否及び国庫補助基準額について通知を行う。また、採択した市区町村名は公表する。

なお、採択決定後において、厚生労働省が指示する補助金に関する書類の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

8. 本事業の照会先

本事業に関する照会先は以下のとおりとする。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課がん予防係

TEL : 03-5253-1111 (内4604)